

婦人と親族法(續き)

太田 英 隆



(六) 子の財産に對する權利、親權を行ふ父又は母は未成年の子の財産を管理したり、又その財産に關する法律行為に付いてその子を代表します。但その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合に於きましては、本人の同意を得なければなりません。

これまで述べました所は主として子の身上に關する規定でありましたが、これから説きます所はその財産に就いてあります。さうして財産に關する親權は效力はこれを三種に區別することが出來ます。

(七) 子の財産の管理 管理と云ひますのは、其保存改良利用を目的としまして、財産の利益を圖ることを云ふのであります。未成年の子が財産を

持つてゐますときは、自身でこれを管理する能力がありませぬから、誰かが未成年の子に代つて管理せなければなりません。それで法律は親權を行ふ者にこの管理をさせることにしたのであります。

この管理權は子の一切の財産に及ぶのを原則としますが、二つの例外があります。その一は、一人で營業してもよいと許されたときは、そのことに就ては未成年者自分でこれを管理し、親權者はその權利を行ふことは出來ませぬ。外の一は第三者が無償で子に財産を與へ其親權を行ふ父又は母をして其財産を管理せしめないと云ふ意志を表示した時であります。

(八) 法定代理權、此代理權と申しますのは未成年の子は自ら財産に關する法律行為をなすことは出來ないのでありますから、父又は母は其代理人となつて法律行為をするのであります。此權利の範圍は極めて廣くありまして、苟も事の財産に關係するものでありますれば一切未成年者を代表するものであります。當に財産の管理ばかりでな

其子の一切の財産の處分に付いても同様であります。そうして母に付いては此代理權に多少制限がありませんが、父に付いては別段何の制限もありませんから父は如何なる行為に付いても獨斷であることが出来ず併しながら茲に唯一の例外があり、子の行為を目的とする債務を生ずるやうな場合でありまして、此時は父と雖も獨斷であることが出来ず、子の同意を得なくてはなりません。是はつまり人の自由を尊ぶと云ふ處から來たのでありまして尤ものことと思ひます。

併し乍ら今申し上げた規定は未成年の子は自分の財産に付き全く何の行為をもすることが出来ないと云ふ意味ではありませぬ。未成年の子でありましても、法定代理人の同意を得て自ら爲した法律行為は有効であります、又豫め法定代理人から處分を許された財産に付ては當人勝手に之を處分することが出来るのであります。

(九) 子の配偶者の財産管理權。未成年の子が其配偶者の財産を管理すべき場合に於きましては、

親權を行ふ所の父又は母が之に代はつて其財産を管理するものであります。一体夫は妻の財産を管理するのが原則でありますが、未成年者たる夫は自分の財産すら自ら管理する能力を有せないのでありますれば況して他人の財産を管理し得べきものでないことは當然であります故、此規定があるのであります。

(十) 母の管理權に對する制限。前に母の代理權に付いて制限のあることを一言述べて置きました。が、親權を行ふ母が未成年の子に代つて左に掲げてある行為をなし、又は之を爲すことに同意するには親族會の同意を得なくてはなりません。一、營業を爲すこと、二、借財又は保證を爲すこと、三、不動産又は重要な動産に關する權利の喪失を目的とする行為をなすこと、四、不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁契約を爲すこと、五、相續を拋棄すること、六、贈與又は遺贈を拒絶すること等であります。前申しました通り父の代理權に付きましては、子の行為を目的とする債務を生ずべき場合の外は全く制限を加へない

こととしてありますから、父は自分の財産に於けると同じく子の財産を處分することが出来ますけれども、母が親権を行ふ場合には父と同一な権利を持つて居りません、夫れは女子は概して男子に比らべて智慮が十分でないのを常とし其性質が脆弱でありますから他の誘惑する所となり、子の利益に反する様な行爲を爲す危険の度が一層大いからであります。それ故法律は母が親権を行ふに當つて子の代理人として重要な行爲を爲すとき及び子が其行爲を爲すに當つて之に同意を要するには特に親族會の同意を要するものとして其危険を未發に防ぐのであります。

便宜の爲め今一度制限事項を掲げて簡単に説明致します。

一、營業を爲すこと、營業に付いては別段定義を述べる必要はないと思ひます、が未成年者か資本を投じて商工業を營むには親権を行ふ父又は母の許しを受けなくてはなりません、母が之を許可するには親族會の同意を要することは前述へ通りてあります、併し一旦營業を許るときは未成

年者は其營業に付ては全く成年者と同一能力を有すると云ふ事になるのでありますから、此許可は未成年者の爲めに重大な影響を生ずるから此規定がわるのであります。

二、借財又は保證を爲すこと。借財は之を爲すとき未成年者の財産に影響を及ぼすことになりますから其危険なることは申し上げるまでもありません。又保證は只借財に關係するものばかりでなく、其外凡ての保證を含むものでありまして其危険なことは借財の場合と異つた所がありませぬ、それ故此等の重大な債務を負擔するときは親族會の同意を要することとしたのであります。

三、不動産又は重要な不動産に關する権利の喪失を目的とする行爲。此行爲は例へば、賣買質入抵當權の設定贈與權利の拋棄等其行爲が無償なると有償なるとを問はず、其行爲が權利の喪失を目的とするものなれば皆此中に入ります。

四、不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁契約を爲すこと。和解及び仲裁契約は其目的が常に必ず權利を失ふものと限つては居りませぬ

が、此等の行為は権利の喪失を生ずることが多いから其危険を慮かつて母が獨斷でなすことを禁じたのであります。

五、相續を拋棄すること。相續に屬する債務が其相續財産より多いときは、相續を爲すことは相續人の爲めに却て不利益なことがありますが、然らざる場合は相續は概して相續人の爲めに利益あるものと云はなくてはなりません、故に之を拋棄するは未成年者たる相續人の利益を拋棄することとなり得るから未成年者の利益の爲めに親族會の同意を得ることとしたのであります。

六、贈與又は遺贈を拒絶すること。此等の行為は皆無償取得の原因でありまして、未成年者の爲めに利益のみあつて不利益のないのが通常でありますから、母が獨斷で拒絶するのは未成年者の爲め不利益なることとし親族會の同意を得なくてはならぬことと定めたのであります。

以上申上げた規定は母が自ら爲す場合のみならず、子が之を爲すに付き同意を表する場合にも親族會の同意を得なくてはなりません、それは母が

自ら爲すも子をして之を爲さしむるも其危険に於ては異なる所がないからでありまして、皆未成年者の利益を保護すると云ふ旨意から出たのであります。夫れ故に若し母が親族會の同意を得ないで此等の行為を爲したときは、未成年者の利益を保護する爲めに其制裁としまして、法律は母の爲したる行為は取消することが出来るものとしてあります。此取消権を有する者は子又は其法定代理人であります、併し善意の相手方は此取消しの爲めに不測の損害を蒙むると云ふ場合があつて、實際の取引の上に少なからぬ不便が生じて來ますから此場合には法律は又相手方の利益をも考へて、其行為の相手方は未成年者が能力者即ち成年と爲つた後一ヶ月以上の期間を定めて之を追認するや否やを催告することを得せしめて、若し其期間の内に確答をしなかつたときは追認したものと見做し、其行為が効力を生ずることと致してあります、又其取消の方法取消しの効力取消権の時効などに付ても色々規定がありますが混雜を避ける爲めに茲には除いて置きます。

親権者と未成年者と及び、同一の親権に服して居る未成年者との間に利益の反對する場合。及び親権を行ふ父又は母と其未成年の子と利益の相反對すると云ふ行為に付いては父又は母は其子の爲めに特別代理人を選任することを親族會に請求する事が出來ます。父又は母が數人の子に對して親権を行ふ場合に於きまして其一人と他の一人との利益が反對に出ると云ふ行為に付いては父又は母は前と同じことを親族に向つて請求することが出來るのであります。

(十一)、管理に關する責任の程度。親権を行ふ所の父又は母は自己の爲めになると同一の注意を以て其財産を管理することを要するものであります。後見人及び一般の受任者は善良なる管理人の注意を以て被後見人若しくは委任者の財産を管理することを必要とするものであります。諺にも子をおもふ親心で世の中に子の爲めに親より親切なものはないのでありますから、此場合に於きましても親子の間に在つては前の場合と其趣が異つ

て居りますから、父又は母に善良なる管理者の注意を強ゆるのは却て人情に適しないこととなりますゆゑ、夫が妻の財産を管理すると同じく自分の爲にする同一の注意を以て子の財産を管理すればそれで十分とした所以であります。十一管理の計算、子が成年に達した時は親権を行つた父又は母は遲滞なく其管理の計算をなすべきものと定められてあります。但し其子の養育及び財産の管理の費用は其子の財産の收益と之を相殺したものと見做してあります。

我國從來の慣習によりますと親が子の財産を管理する時、計算をする等のことはなかつたのであります。民法で親の財産を異にすることを認め、てある以上は子の財産を管理するものとして其計算を爲さしむると云ふことは當然の理であり、それ故に子が成年に達したる時は最早子は自ら財産を管理すべき筈でありますから、父又は母は速に其管理して居つた財産の計算をなし現在の財産に其管理しをしなくてはなりません。前に述べました財産の管理權に付いて一つの例

外^{ぐわい}が^{あり}ます。それは無償^{むじやう}で子^こに財産^{ざいさん}を與^{あた}へる所^{ところ}の第三^{だいさん}者が親權^{しんけん}を行^{おこな}ふ父^{ちち}又は母^{はは}をして之^{これ}を管理^{くわんり}せしめない^しと云^いふ意志^{いし}を表示^{ひょうじ}した場合^{ばいばう}でありまして、此^{こゝ}場合^{ばいばう}にありましては勿論^{もちろん}其^{その}財産^{ざいさん}は父^{ちち}又は母^{はは}の管理^{くわんり}に屬^{ぞく}して居^ゐらないのでありますから、第三^{だいさん}者が別^{べつ}に管理^{くわんり}者を指定^{じてい}しなかつた時は裁判所^{さいばんしょ}は子^こ

其^{その}親族^{しんぞく}又は檢事^{けんじ}の請求^{せいきう}に因^よりまして其^{その}管理^{くわんり}者^{しや}を選^{せん}任^{にん}することとなつて居^ゐります。前^{まへ}述^{じゆつ}べました此^{これ}等^{らう}の規定^{きてい}は皆^{みな}未成年^{せいねん}者^{しや}たる子^この利益^{りやく}を保護^{ほご}すると云^いふ主旨^{しゆし}から生^{おこ}じて居^ゐらぬものはありませぬ。是^{こゝ}で大体^{たいたい}親權^{しんけん}の効力^{きうりき}のお話^{はな}しは終^{はつ}りました。

方^{かた}し^し矯^{きやう}の癖^{くせき}悪^{あく}人^{にん}婦^ふ

修 田 宮

一に氣^きの捷^{せつ}い人^{にん}、輕^{けい}卒^{そつ}い人^{にん}、物事^{ぶつじ}を能^{あた}く考^{かう}へもせず^しに忽^{たち}々に極^{ごく}めて了^{しま}ふやうな肌合^{きあひ}の人^{にん}は、先^{まづ}身體^{しんたい}の具^ぐ合^{あひ}に意^いを注^{ちゆう}がればなりませぬ。即^{すなは}ちその調攝^{てうさつ}を遠^{とほ}めやうにして、睡眠^{すいみん}時間^{じかん}を殖^殖やし、一^{いっ}層^{じやう}意志^{いし}の抑^{おさ}制^{せい}に力^{ちから}めて始^{はじめ}終^{しま}自分^{じぶん}はモット言語^{げんご}を緩^{ゆる}りせねば不可^いない、道^{みち}はモット徐^{じゆ}々^{じゆ}歩^あかなければ不可^いないと思^{おも}ひ、交^まる友^{とも}も早^{はや}口^{くち}の人^{にん}でないものと交^まり、常^{とこ}に其^{その}長所^{ちやうじやく}に注意^{ちゆうい}して行^いく。こゝ心^{こゝろ}掛^かけてさへ居^ゐれば必^{かな}ず願^{ねが}は叶^{かな}ふものです。

一に物事^{ぶつじ}を善^{ぜん}く取^とといふ方^{かた}より^もは働^{はたら}ともすれば始^{はじめ}終^{しま}悪^{あく}く取^とり克^{かつ}ちの人^{にん}、早^{はや}く云^いへば邪^{じや}推^{すい}深^{しん}い人^{にん}は、人^{ひと}を觀^{かん}察^{さつ}するにも其^{その}短所^{たんじやく}を見^みないで、長所^{ちやうじやく}を見るやうに常^{とこ}に心^{こゝろ}掛^かけて居^ゐらねば可^かりませぬ、誰^{たれ}にだつても何^{なに}所^{ところ}か長所^{ちやうじやく}といふものが岐^{まが}度^どあるでせう、だから若^{わか}し何^{なに}人^{ひと}かを悪^{あく}く言^いひたしやうな氣^きでもしたら、胸^{むね}に手^てを措^{たく}いて考^{かう}へた末^{すえ}無理^{むり}にも悪^{あく}く言^いふのです。そんな風^{ふう}にして居^ゐたらば、歳^{さい}月^{げつ}の經^{へい}つにつれ、次第^{じだい}に其^{その}習慣^{じゆはん}が付^ついて、舊^{ふる}の惡^{あく}癖^{くせき}も何^{なに}時^{とき}とはなしに變^かつてくるのであります。

一餘^{あま}り色^{いろ}々の事^{こと}に熱^{ねつ}心^{しん}なる爲^{ため}め、却^{かえ}つて氣^き拔^はのする人^{にん}は、理^り性^{せい}と努^ど力^{りき}とで此^{こゝ}癖^{くせき}を矯^{きやう}されば可^かりませぬ。譬^{たと}へば今^{いま}意^いつて居^ゐるとは必^{かな}ずと仕^{つか}て了^{しま}ふんだと決^{けつ}心^{しん}し、殊^{こと}に仕^{つか}送^{そう}げる必要^{ひつやう}のあるものはその仕^{つか}事^じが出来^{でき}上^ある迄^{いた}他の事^{こと}を中^{ちゆう}止^しし、専^{せん}ら其^{その}事^{こと}を仕^{つか}終^{しま}らぬ内^{うち}は他^たへ手^てを出^ださぬことにするが可^かいのです、凡^{たゞ}て仕^{つか}事^じにかいつたら辛^か辛^かしないで出^だ來^き上^あることは難^{がた}いのです。自^{みづか}分^{ぶん}が是^{こゝ}はせん譯^{やく}には行^いかんと認^めめた事^{こと}は例^{れい}令^{れい}やりたぐないと念^{ねん}が起^{おこ}つて來^きても押^お付^け押^お付^けして、骨^{こつ}が舍^{しや}利^りに成^なる迄^{いた}もやり通^{とほ}すといふ決^{けつ}心^{しん}で、遺^いる覺^{かく}悟^ぶが肝^{かん}要^{よう}です。